

岩手県公安委員会告示第4号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定に基づき、同条の診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成28年2月26日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

医師の氏名	勤務する病院の名称	勤務する病院の所在地	指定年月日	診断の対象者
矢島 英雄	一般財団法人岩手済生 医会三田記念病院	盛岡市加賀野三丁目14 番1号	平成28年2月17日	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第 4号及び第5号に掲げる者並びに銃砲刀 剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令 第33号）第8条各号（第3号を除く。） に掲げる病気にかかっている者
土屋 輝夫	岩手県立南光病院	一関市狐禅寺字大平17 番地	〃	
小井田 潤一	岩手県立一戸病院	二戸郡一戸町一戸字砂 森60番地1	〃	
三浦 正之	医療法人財団正清会三 陸病院	宮古市板屋一丁目6番 36号	〃	
小笠原 邦昭	岩手医科大学附属病院	盛岡市内丸19番1号	〃	
千葉 健一	社会福祉法人恩賜財団 済生会北上済生会病院	北上市花園町一丁目6 番8号	〃	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第 3号に掲げる病気にかかっている者及び 介護保険法（平成9年法律第123号）第 5条の2に規定する認知症である者
寺山 靖夫	岩手医科大学附属病院	盛岡市内丸19番1号	〃	介護保険法第5条の2に規定する認知症 である者